

第11回 沼田市農業委員会総会議事録

・日時 令和 2年10月 5日(月) 午後1時30分

・場所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番	白石 淳一	2番	星野 芳寿
3番	遠西 美子	4番	石井 武久
5番	遠藤 由理子	6番	宮下 庄吉
7番	高井 武男	8番	生方 芳光
9番	萩原 正道	10番	中村 順子
11番	金井 繁行	12番	星野 博一
13番	井上 正文	14番	牛口 長明
15番	小林 由喜子		

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 2 9 分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 5 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
それでは、井上会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長
(井上会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 3 0 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 3 1 分
最初に議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、9 番萩原正道委員、1 0 番中村順子委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 3 2 分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規程による届出について
(2)農地の合意解約について
(3)制限除外の農地移動通知について
(4)農地法関係許可取消願について
(5)再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後 1 時 3 7 分
議案第 4 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

て」を議題といたします。

なお、4番の案件は、他の案件とは、別に審議すべきと判断しますので、関連があります、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8番と一括して議案の最後に審議いたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

次に番号2

次に番号3

次に番号5

ご意見、ご質問等ございませんか。

議長 では、1つ確認いいですか。5番の案件ですが、第1号の全部効率利用要件にある労働力について、本人・父・母・姉・妹と5人となっていますが、全員が同居しているのでしょうか。

事務局員 はい。住民票も農地台帳上も同じ世帯ですので同居しているものと考えます。

議長 分かりました。ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第47号については、4番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、4番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

次に番号2

無いようですので、お諮りいたします。

議案第48号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申

請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、8番の案件は、他の案件とは、別に審議すべきと判断しますので、関連があります議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の4番と一括して議案の最後に審議といたします。

また、1番の案件は、「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、はじめに1番を除いて審議をお願いいたします。議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 9件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号2について

次に番号3

次に番号4

次に番号5

次に番号6

次に番号7

次に番号9

無いようですので、お諮りいたします。

議案第49号については、1番と8番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、1番と8番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

続きまして、1番の案件の審議になりますが、先ほども申し上げましたとおり「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、4番委員の退席を求めます。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

～～～ 4番委員 退席 ～～～

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第49号の1番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第49号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

ここで4番委員の入室を認めます。

～～～ 4 番委員 入室 ～～～

議長 次に議案第 4 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」4 番と議案第 4 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」8 番を議題といたしますので、審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 4 7 号 4 番については、議案第 4 9 号 8 番が許可された場合、同日付けで許可することとして申請のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 4 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 4 番について、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

つづいて、議案第 4 9 号の 8 番については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 4 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 8 番については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時24分

6. 協議事項

7. 連絡事項

- (1) 農地利用最適化業務活動報告書【四半期報告】について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了 午後2時35分